



NOTICE TO COMPETITORS

Notice Number: 3
Posted: 11 November 2020, 01:00:00
Subject: Discretionary Penalty Policy

裁量ペナルティー ポリシー

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意であった場合には、プロテスト委員会は規則2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 00 – 10% (中点 5%)
 - バンド 2: 10 – 30% (中点 20%)
 - バンド 3: 30 – 70% (中点 50%)
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。

- (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される(ただし、有効な抗議がなされたレースに限る)。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点をxx%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドラインxxに基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドラインxxに基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するバンド

NOR 2	広告と識別		
SI 2.1 - SI 2.2		大会広告やバウナンバーを指示の通り貼付けなかった	2-4
		大会広告やバウナンバーを貼付けたが、剥がれた(OA側が貼付けた場合は0%)	1
		指示通りビブを着用しなかった	1-2
SI 3	行動規範		
	SI3.1, SI 20.1	大会オフィシャルズからの合理的な指示に従わなかった	2-4
	SI3.2	OAから提供された艇または機材を、シーマンシップにのっとり指示に従って丁寧に取り扱いなかった	1-4
SI 6.4	離岸		
		D旗掲揚前に離岸した	1-4
SI 20.3	出艇しないことの報告		
	SI20.3.1	RCに伝えなかった	1
		捜索が発動した、または発動しても不思議ではなかった	4
	チェックアウト、チェックイン		
	SI 20.3.1,	出艇申告しなかった	1
	SI 20.3.2,	帰着申告しなかった、または遅れた	1-2
	SI 20.3.4	捜索が発動した、または発動しても不思議ではなかった	4
	リタイア報告		
	SI 20.3.3	RC艇に伝えなかった	2
		RC艇に伝えたが、リタイア報告を提出しなかった、または遅れた	1
		捜索が発動した、または発動しても不思議ではなかった	4
SI 13.2 SI 20.4	レース中の艇から離れること		
	SI 20.4	近づいたが、艇に影響を与えていない	1
		レース中の艇を妨害した(規則24.1に違反した)	4
	スタートエリアの回避		
	SI 13.2	進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	1
		レース中の艇を妨害した(規則24.1に違反した)	4
		運営艇を妨害した	2-4
SI 21	乗員の交代、装備の交換		
		事前承認なく交代/交換したが、尤もな理由があった	1
		尤もな理由なく、事前承認を得ずに交代/交換した	3
		参加資格の無い乗員への交代/規則に従っていない装備への交換	4
SI 22	装備と計測のチェック		
		指示に従わなかったが、尤もな理由があった	1
		尤もな理由なく、指示に従わなかった	3
RRS 55 SI 25	ゴミの処分		
		故意にゴミを水中に捨てた	4

NOR 7.1	計測証明書とメジャメントフォームの提示		
		計測証明書・メジャメントフォームの不提示	RRS78.2に従う -
NOR 13	停泊		
SI 26		割り当てられた場所以外に艇を保管したが、速やかにOAに届け出た	1
		速やかにOAに届け出なかった	2
NOR 14	無線通信		
SI 27		安全に関わる緊急の場合	0
		それ以外の場合	3
NOR 16.2	トラッキング端末機器、電子機器		
SI 28.1		端末機器・電子機器を指示通りに受け取り／返却しなかった	1
SI 2.3		受け取ったが、指示通りに搭載しなかった	3
		搭載したが、機能させなかった	4
クラス規則			
	セール番号、国を示す文字		1
	セールストッパが無い、または適切ではない位置にある		2
	バンドを越えてセールを展開		3
	許されていないハル/フォイル表面処理		4
	限定マークのない装備の使用(計測証明はある)		3
	安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備		1-4
	禁止された電子機器の使用		4
	計測証明のない装備の使用		4
	補正おもりがない、または、正しくない位置にある		4
	規定された許容範囲を超える装備(損傷または通常の損耗を除く。RRS64.3(a)参照)		
	○	艇速・性能に影響する可能性がない	1
	○	艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い	2
	○	艇速・性能に明らかな影響がある	4

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

増田開
 Kai Masuda
 Chairman, Protest Committee